

## 📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第26号(2017年10月)

📎📎 << - - - 胎児の相続能力 - - - >> 📎📎

### 📍 [--胎児の相続能力--]

相続人は、相続開始時点つまり被相続人が死亡した時点において生存していなければならない、というのが大原則（同時存在の原則）です。

しかし、相続開始時点において胎児であった者は、相続人になれないとすると、その胎児は多大な不利益を被ってしまいます。

何故なら、相続開始時点ではまだ生まれていないが、相続の開始時期があとほんの少し遅れていれば生まれていたかもしれない、といった僅かな時間差によって、被相続人の財産を相続出来ないとするのは、とても不公平だからです。

そこで、同時存在の原則の例外として、相続開始時点において胎児であった者については、既に生まれていたものとみなして取り扱う事としているのです。（民法第886条）

### 📍 [--死産の場合には相続人になれない--]

上記の『相続開始時点において胎児であった者は、既に生まれていたものとみなす』という取り扱いは、その後においてその胎児が生存して生まれた場合に限りです。従って、その胎児が死産となってしまった場合には、相続人になることは、出来ません。（民法第886条②）

### 📍 [--出生後に死亡した場合は相続人になれる--]

上記の『死産の場合は、相続人になれない』というのは、その胎児が母親の胎内で既に死亡している状態で生まれた場合の話です。よって、生まれた直後に死亡した場合であれば、その胎児は相続人となり、被相続人の財産を相続した後、今度は、その死亡した胎児を被相続人とする相続が開始されます。医学的には僅かな違いであっても相続という観点からは、大きな違いが生じるケースがあるのです。

### 📍 [--相続税法上の取り扱い--]

上記で述べたとおり、民法上では相続開始の時点で胎児である者は、既に生まれたものとみなされる事となっています。しかし、相続税法上の取り扱いは、異なっています。

### 📍 [--生まれていない胎児は考慮しない--]

胎児に対する相続税法上の取り扱いは、簡単にいうと『まだ生まれていない胎児は考慮しない』という事になります。

例えば、『胎児が生まれる前における共同相続人の相続分』については、『～（略）～相続税の申告書提出の時ににおいてまだその胎児が生まれていないときは、その胎児がないものとした場合における各相続人の相続分によって課税価格を計算することに取り扱うものとする』と定められています。（相基通11の2-3）

### 📍 [--不確定要素は除外する--]

相続税法上、まだ生まれていない胎児を除外して取り扱う理由としては、相続税という税金を計算する上での課税の公平性を保つ為だと思われれます。

税金を課する上では、全ての納税義務者に対する公平性が保たれる必要があります。

そこで、『生存して生まれるか否か？』或いは、『生まれてくるのが一人なのか？二人なのか？』といった不確定要素が多分にある胎児については、相続税法上ではまだ生まれていないものとして取り扱う事になっているのだと思われれます。そして、相続税の申告書を提出した後には胎児が生まれた場合には、修正申告又は更正の請求を行って是正する事になります。

📍 [終わり] 📍